

側に於ても福岡消費組合よりの廉授を得て二十一日夜は勞資双方相對峙して篝火を焚き轟轟の聲ありて殺氣立ちたるも警察當局の警告に依り僅かに事なきを得たが、右學識園事務所閉鎖の際炭坑側より二名の凶器持者を出し檢束されたのであつた。

越へて二十二日午前八時より警察當局の注意もありて労資會見を行つたが、双方とも感情相激し接舌するに至らずして散會。

5 警察當局の警告と調停者の斡旋

炭坑側の態度依然強硬なるに加へ學識園側に於ても亦友誼回体の廉授を受けて抗争を續け何時突發事件の發生を見るやも知れざるを以て所轄精崎警察署長は双方に對し速かに解決すべき旨の警告を發したのであるが、一方全國水平社中失執行委員長松本治一郎並に柏屋郡龜山炭坑主席任松浦初の二氏

が兩者の意圖を確め種々斡旋の結果、八月三十一日松本案として金一封（三千圓）の支給を炭坑側に要求したるに、炭坑側は本社と打合せの上、九月二日に至り仲裁者に對し五百圓迄起むる旨回答があつたので、調停者は之を學識園側に通告し賠否を求めたところ、學識園は協議の結果金額過少なりとして之を拒絕し今後勞資直接交渉を爲すべき旨を述べたので調停者は手を引くことになつたので交渉行惣の状態となつた。

かくて炭坑側に於ては本社の態度頗る強硬にして學識費用の支拂は終來に裏例を廻すものなりとして遂に本社より事業を奪一時中止すべき旨の命ありて九月三日非公式に發表し坑内排水ポンプ五個の内三個を引揚げ坑道入口に柵を廻し加ふるに炭坑主腦部は同日より對策を練る爲め所在を秘したので、學識園側は極度に焦躁し毎日數回炭坑事務所及坑長宅に押し